

平成27年12月4日 開 会  
平成27年12月14日 閉 会  
平成27年12月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成27年第7回(12月)川南町議会定例会会期表〔11日間〕

目次	月日	曜	摘 要
第 1 日	12月4日	金	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	12月5日	土	休会
第 3 日	12月6日	日	休会
第 4 日	12月7日	月	議案熟読
第 5 日	12月8日	火	本会議(一般質問 : 6人)
第 6 日	12月9日	水	本会議(一般質問 : 2人 ・ 議案質疑・委員会付託) 委員会
第 7 日	12月10日	木	委員会
第 8 日	12月11日	金	委員会
第 9 日	12月12日	土	休会
第 10 日	12月13日	日	休会
第 11 日	12月14日	月	本会議(委員長報告・討論・採決)

川南町告示第134号

平成27年第7回 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月1日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 平成27年12月4日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1

## 第1号 ( 12月4日 )

本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	4
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名 .....	4
提案上程・提案理由説明(議案第48号・第49号) .....	4
提案上程・提案理由説明(議案第50号～第53号) .....	5
提案上程・提案理由説明(議案第54号～第57号) .....	7
提案上程・提案理由説明(同意第5号) .....	9
提案上程・提案理由説明(同意第6号) .....	10
提案上程・提案理由説明(請願第5号) .....	10
提案上程・提案理由説明(請願第6号) .....	11
閉 会 .....	13

## 第2号 ( 12月8日 )

本日の会議に付した事件 .....	15
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	16
開 会 .....	16
一般質問 .....	16
1 徳 弘 美 津 子 .....	16
2 竹 本 修 .....	26
3 蓑 原 敏 朗 .....	33
4 児 玉 助 壽 .....	43
5 内 藤 逸 子 .....	56
6 税 田 榮 .....	64
閉 会 .....	73

第3号 ( 12月9日 )

本日の会議に付した事件	74
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	75
開 会	76
一般質問	76
1 中村昭人	76
2 河野浩一	84
議案質疑・委員会付託(議案第48号・49号)	87
議案質疑・委員会付託(議案第50号～第53号)	92
議案質疑・委員会付託(議案第54号～第57号)	93
閉 会	96

第4号 ( 12月14日 )

本日の会議に付した事件	97
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	98
開 会	99
委員長報告・討論・採決(議案第 48号～第53号)	99
委員長報告・討論・採決(議案第 54号～第57号)	103
採決(同意第 5号)	107
採決(同意第 6号)	109
指名推薦(選挙第1号)	109
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第 5号)	110
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第 4号)	112
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第 5号)	113
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第 6号)	115
議員派遣の件について	116
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	116
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	116
閉 会	117

# 平成27年第7回(12月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成27年12月4日 (金曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

平成27年12月4日 午前9時00分開会

- |       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 日程第1  | 諸般の報告について                                        |
| 日程第2  | 会期の決定について                                        |
| 日程第3  | 会議録署名議員の指名について( 安藤 洋之 ・ 林 光政 )                   |
| 日程第4  | 議案第 48号 川南町番号法の基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて          |
| 日程第5  | 議案第 49号 川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて                |
| 日程第6  | 議案第 50号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第7  | 議案第 51号 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について               |
| 日程第8  | 議案第 52号 川南町税条例の一部改正について                          |
| 日程第9  | 議案第 53号 川南町営住宅管理条例の一部改正について                      |
| 日程第10 | 議案第 54号 平成27年度川南町一般会計補正予算(第3号)                   |
| 日程第11 | 議案第 55号 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)           |
| 日程第12 | 議案第 56号 平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)               |
| 日程第13 | 議案第 57号 平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)            |
| 日程第14 | 同意第 5号 教育長の任命について                                |
| 日程第15 | 同意第 6号 固定資産評価員の選任について                            |
| 日程第16 | 請願第 5号 治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書採択の請願               |
| 日程第17 | 請願第 6号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願                  |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君      書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

---

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

ただ今から平成27年、第7回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、備品監査及び例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から14日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から14日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、安藤洋之君及び林光政君を指名します。

日程第4、議案第48号、川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて、日程第5、議案第49号、川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第48号及び議案第49号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第48号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、個人番号の利用に関する必要な事項を定めるものです。

次に、議案第49号は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての基本理念と町民、空家等の所有者等や事業者の責務等を定め、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため定めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第48号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第48号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、番号法第9条第2項に基づき、必要な限度で個人番号を利用することを目的として、法律に規定されているもの以外に町独自の事務を規定するために制定するものです。以上で、補足説明を終わります。

**○建設課長（村井 俊文君）** 議案第49号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、町内の空家等について対策を講じるものです。これまで平成26年11月27日に公布されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき町内の空家等について、その所有者に対し連絡、指導等を行ってきました。

現在のところ、自主的に撤去等を検討していただいている所有者もいる一方、数箇所において対応が困難な所有者もいます。このような場合で、早急に対策を講じなければ近隣住民の生命、身体、財産に危険が及ぶ可能性がある物件につきまして緊急安全措置を講じるため、この条例を制定するものです。

それでは、条文の説明を申し上げます。

第1条目的に、必要事項を定めることにより、町民の生活環境を保全し、併せて空家等の活用を促進することを定めています。第3条に基本理念を定めています。第1項は、建築物や工作物は、適切な管理がされなければ、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、空家等にならないように継続的な利用及び管理が適切に行わなければならないことを規定したものです。第2項は空家等の発生抑制を行い、発生した場合には、地域の資源として活用が図れることを規定したものです。第3項は、行政、町民、所有者等及び事業者が相互に密接な連携を図ることが大切であることを規定したものです。第8条（助言、指導等に係る手続）は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項に規定する特定空家等に対する措置（助言、指導・勧告・命令）について定めています。第9条は、緊急安全措置（危険回避）について定めています。町長は、適切な管理が行われていない空家等が、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に被害を回避する必要がある時は、必要最小限度の措置を講ずる旨を規定したものです。必要最小限度の措置とは、例えば、飛散する可能性のある建築資材（屋根、外壁材など）を防御ネットで覆い被せることやロープで縛ることが考えられます。また、屋根瓦の一部が周辺に飛散するおそれがある場合や道路沿いにブロック塀、家屋の一部が倒れかかった状態で、緊急に周辺住民や通行人の安全を確保する必要がある場合が考えられます。この措置に要した費用は、所有者等に請求できることとします。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（川上 昇君）** 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第6、議案第50号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第51号川南町証人等の実費弁償に関する条例の一

部改正について、日程第8議案第52号川南町税条例の一部改正について、日程第9議案第53号川南町営住宅管理条例の一部改正について、以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君）議案第50号から議案第53号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第50号は、平成26年度から再編した自治公民館制度の移行期間として設置した自治公民館運営委員を廃止することに伴い、改正するものでございます。

平成28年度からはこれまで担ってきた自治公民館運営委員の役割を各自治公民館の役員として、それぞれの自治公民館で選考していただき、更なる自治活動の充実と地域の課題解決に取り組んでいただくもので、そのための役員報酬については地域活動交付金の中で措置するものでございます。

議案第51号は、農業協同組合法等の一部を改正する法律の公布に伴い、農業委員会等に関する法律第29条第4項の規定が、第35条第4項に繰り下げされたため条例の一部改正を行うものでございます。

議案第52号は、地方税法等の一部改正及び番号法の施行に伴い、川南町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、地方分権を推進する観点から法律に条例委任事項が設けられたことに伴い、徴収や換価の猶予に関する見直しなど徴税の猶予に関する規定の整備を行うものです。

また、たばこ税（旧3級品紙巻たばこ）の特例税率を廃止するほか、社会保障・税番号制度による、個人番号又は法人番号等の規定の整備を行うものでございます。

議案第53号は、地方自治法第244条の2第1項の規定により地方公共団体は、公の施設を条例で定めることになっておりますので、川南町営住宅の設置規定を加え、併せて特別の理由が認められる場合に連帯保証人の条件を緩和するものでございます。

補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○建設課長（村井 俊文君） 議案第53号について、その補足説明を申し上げます。今回の改正は、地方自治法第244条の2第1項の規定により地方公共団体は、公の施設を条例で定めることになっておりますが、本町は、川南町営住宅管理条例施行規則に定めておりましたので、町営住宅の設置を川南町営住宅管理条例第2条の2に定めるものでございます。

次に、第11条第3項では、「町長は、特別な事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。」と条項がございしますが、この条文では、住宅管理上問題がございしますので、町内で連帯保証人の確保が困難な者に対して、本人に家賃支払についての能力が認められる場合は、町外の

連帯保証人を認めていこうとするものでございます。この外、例規整備のルールに則りまして用字用語の改正を行っています。以上で、補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第10、議案第54号平成27年度川南町一般会計補正予算(第3号)、日程第11、議案第55号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第56号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第13、議案第57号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本4議案について、提案理由の説明を求めます

○町長(日高 昭彦君) 議案第54号から議案第57号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第54号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6014万7000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7517万9000円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。分担金及び負担金193万円は、県営土地改良事業分担金の増額です。国庫支出金は、1450万4000円の増額で、農地中間管理事業1140万円の増額が主なものです。県支出金は、728万6000円の減額で、保育対策等促進事業の廃止に伴う978万2000円の減額が主なものです。財産収入189万円は、土地売払による増額、寄附金は、ふるさと納税860万円の増額、繰入金は、財政調整基金からの繰入金5064万3000円の増額、諸収入は、1246万6000円の増額で、過年度精算金392万6000円、県道拡幅に伴う補償費等826万3000円の増額が主なものです。

次に歳出について、御説明申し上げます。総務費は、4418万8000円の増額で、ふるさと振興基金積立金4300万円、民生費は、653万3000円の増額で、介護保険特別会計への繰出金961万9000円の増額、延長保育促進事業の補助基準見直しに伴う減額1119万3000円、児童措置費697万9000円の増額が主なものでございます。農林水産業費は、2076万8000円の増額で、農地中間管理事業1140万円、森林環境保全直接支援事業386万9000円、商工費は、8197万5000円の増額で、特産品PR事業8163万円が主なものでございます。土木費は、417万4000円の増額で、白坂住宅防水工事費、教育費は、160万4000円の増額で、県道都農・綾線及び県道尾鈴川南停車場線の歩道拡幅整備に伴う山本小学校敷地内の工作物の移転及び撤去費用として予算計上するものです。

第2表債務負担行為は、学校給食共同調理場調理等業務委託で、平成28年度から平成31年度までの限度額を設定するものでございます。

議案第55号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8920万8000円とするものです。

歳入につきましては、療養給付費交付金200万円を計上しました。

歳出につきましては、保健事業費200万円を計上しました。これは、一般会計予算で導入を予定しております健康管理システム導入業務委託費につきまして、その一部が国民健康保

険事業特別会計における交付金の対象となることから計上するものです。

議案第56号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7695万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5432万3000円とするものでございます。

歳入では、保険料706万9000円、国庫支出金1931万9000円、支払基金交付金2154万7000円、県支出金1139万6000円、繰入金1761万9000円を計上しました。

歳出では、保険給付費7670万円、地域支援事業費25万円を計上しました。

議案第57号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ98万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5969万8000円とするものです。後期高齢者保険基盤安定負担金の交付決定により減額するもので、歳入につきましては、一般会計繰入金を98万8000円減額しました。また、歳出につきましては、後期高齢者広域連合納付金を98万8000円減額しました。補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第54号総務課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。14～15ページをお願いします。2款1項1目一般管理費19節、負担金補助及び交付金10万円は、高鍋高校ラグビー部全国大会出場に対するものです。同じく5目財産管理費25節積立金4300万円は、ふるさと振興基金へ積立を行うものです。4項1目選挙管理委員会費13節委託料11万9000円は、公職選挙法改正に伴い有権者が18歳以上となったため、選挙人名簿表示登録システムの改修を行うために計上いたしました。以上で、総務課関係の補足説明を終わります。

○町民健康課長（三角 博志君） 議案第54号町民健康課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。14～15ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、18節備品購入費30万6000円は、マイナンバー制度に伴う「顔認証システム用機器」一式の購入費です。個人カードを窓口で交付する際には、写真付き身分証明書等で本人確認を行うこととなりますが、本人確認が困難な場合や疑義が生じた場合には「顔認証システム」を用いて確認することとされていることから導入するものです。次に16～17ページをお願いします。

3款1項6目後期高齢者医療費、28節繰出金98万8000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付決定により減額するものです。18～19ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費、19節負担金補助及び交付金80万5000円は、西都児湯医療センター負担金の増額で、平成26年度夜間急病センターの利用者が増えたことによるものです。以上で町民健康課関係の補足説明を終わります。

○福祉課長（篠原 浩君） 議案第54号福祉課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。16～17ページをお願いします。3款1項3目老人福祉費11節需用費20万円は、マイクロボスの車検の修繕料不足が見込まれるための計上です。

3款1項4目介護保険費28節繰出金961万9000円は、介護給付費の増に伴う一般会計から介護保険特別会計への繰出金の計上です。18～19ページをお願いします。3款2項2目児童措置費20節扶助費、697万9000円は、施設型給付に移行した幼稚園の実績増と川南幼稚園の一時預かり事業実施に伴う増によるものです。3款2項3目保育所費7節賃金、108万円は、職員の病気休暇及び乳幼児増に伴う臨時職員3名、3カ月分の賃金計上です。11節需用費15万7000円は、番野地保育所のテラス部分の屋根張替に伴う修繕料の計上です。3款2項4目母子福祉費20節扶助費、100万円は、ひとり親家庭医療費助成の実績増に伴う計上です。以上で福祉課関係の補足説明を終わります。

○農地課長(新倉 好雄君) 議案第54号農地課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。20ページから21ページをお願いいたします。6款1項7目農地費、15節工事請負費400万円につきましては、8月25日に接近した台風15号の影響により被害を受けた、所管する施設の補修工事を行うものであります。内容としましては、高森地区ブロック積補修工事及び登り口地区排水路補修工事の2カ所であります。以上で農地課関係の補足説明を終わります。

○産業推進課長(山本 博君) 議案第54号産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。20～21ページをお願いします。6款1項2目農業総務費129万6000円は、産業推進課管理の軽トラックが故障し、修理に高額な費用がかかることと長年使用しており老朽化しているため買い替えるものとして予算計上しています。6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金16万9000円の減額は、有害鳥獣捕獲活動支援事業で県の交付決定により減額するものです。6款1項7目農地費19節負担金補助及び交付金1140万円は、農地中間管理事業を活用し、農地の賃貸借を行う農家や地域に対して補助するものです。契約面積として26ha分を計上しました。22～23ページをお願いします。6款2項2目林業振興費13節委託料、386万9000円は、森林環境保全直接支援事業で皆伐及び植栽を行うもので、今年度は県の標準事業費の見直しが行われ支出の方法を見直し、全体事業費となるよう予算計上しました。7款1項2目商工業振興費11節需用費6000万円は、ふるさと納税が昨年度を大幅に上回ることが予想されることからふるさと納税のお礼の特産品分として予算計上しています。12節役務費1903万円中1555万円は、ふるさと納税のお礼の特産品送料分です。7款1項3目観光費11節需用費34万5000円は、伊倉浜自然公園内に設置してあります休憩所の屋根修理と伊倉浜サーフィンセンターの漏電修理費用として予算計上しました。以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第14、同意第5号、教育長の任命について、を議題とします。朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 同意第5号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、平成23年から4年間にわたり教育長を務めていただいております木村誠氏が12月25日をもちまして任期満了となりますが、引き続き教育長として任命したく議会の同意を求めるものでございます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、新しい教育長の任期は3年間となります。人格、識見ともに優れており、教育長として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第15、同意第6号固定資産評価員の選任について、を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第6号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。同意第6号は、地方税法第404条第2項の規定により清藤荘八氏を固定資産評価員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。人格、識見ともに優れており、適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第16、請願第5号治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書採択の請願を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田 喜久吉君） 平成27年11月30日、川南町議会議長、川上昇様。郵便番号880-0013宮崎市松橋2-2-10治安維持法犠牲者国賠償同盟宮崎県会長日高脩、紹介議員内藤逸子。「治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書」採択の請願。戦後70年、日本は一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺さずにきました。世界に例のないことです。日本国憲法9条を武器に外交努力してきました。海外派兵の中でも「戦闘地域にはいかない」「武器は使用しない」が守られてきました。戦前は、治安維持法のもとで、国民の自由がいっさい奪われ、監視されてきました。しかし、その中で「この戦争は間違っている。戦争はすべきでない」と声を上げてたたかった人々がいました。これらの人々は治安維持法で次々に捕らえられ、拷問を受け獄死した人もおおくいました。日本は「ポツダム宣言」を受託して戦争は終わり、「治安維持法は人道に反する法律」として廃止され、捕らえられていた人々は無罪、釈放されましたが、国は謝罪も、賠償もしませんでした。日本弁護士会連合会は「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争を反対した者として・・・その行為は高く評価されなければならない」と決議して、名誉回復を求めています。いま、犠牲者で生きている人は数十名といわれています。生きている者も、すでに亡くなった者にも名誉回復をはかってもらいたいと願う次第です。請願の項目、一、議会で政府に対し「治安維持法犠牲者への国家賠償法（仮称）制定」を求める意見書を採択してください。以上。

○議長（川上 昇君） ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 補足説明をいたします。ふたたび戦争と暗黒政治を許さないと戦っている治安同盟からの請願であります。戦前、天皇制政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕者数十万人、送検された人75,681人（起訴5,162人）、警察署で虐殺された人95人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は400人余にのぼっています。治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいます。日本弁護士連合会主催の人権擁護大会は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めています。私たちは、「ふたたび戦争と暗黒政治を許さぬ」ために、国が治安維持法犠牲者の名誉回復をはかり、謝罪と賠償をすることを要請します。

○議長（川上 昇君） 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第17、請願第6号介護報酬の再改定を求める意見書採択に関する請願を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田 喜久吉君） 平成27年12月1日、川南町議会議長、川上昇様。請願者、住所郵便番号 880-0023宮崎市和知川原2-25-1、氏名 宮崎県社会保障推進協議会会長、山田秀一。電話0985-38-5469、紹介議員 内藤逸子。介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願。（請願の趣旨）2015年4月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引き下げとなりました。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算（0.56%）や介護職員の処遇改善（1.56%）が設けられましたが、これらを除けばマイナス4.48%と、かつてない大幅なマイナスとなっています。宮崎県社会保障推進協議会が8月から9月にかけて実施した県内介護事業所アンケートでは、経営の影響として、「増収」と回答しているのは2.8%にすぎません。一方、「減収」と回答しているのは約74.4%で今回の改定の影響の深刻さが明らかになっています。とりわけ、デイサービスや有料老人ホームではマイナスによる影響は大きく、県内でも「採算」の合わない事業所の閉鎖・事業からの撤退も起き始めています。また、事業見直しのために、「要支援」者の受け入れを奪う事態を引き起こしかねません。さらに、介護現場の人手不足は深刻です。事業所アンケートでは、「賃金水準が低い」ことが不足の理由としている所が60%を占めています。ここからは、親などの介護のため仕事をやめざるをえない約10万人の介護離職者の深刻な現状を打開する展望は見えません。こうしたことから、地域の介護資源を維持させ、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持、及び確保が困難となっている介護労働者の処遇

改善を実施可能とする介護報酬の緊急の再改定が必要不可欠です。「介護離職ゼロ」を真剣にめざすなら、直ちに介護報酬を元に戻し、引き上げるべきです。高齢者と家族が住み慣れた地域で希望を持って暮らせるよう、貴職が下記事項について国へ意見書を提出されますよう、地方自治法124条の規定により請願書を提出します。記（請願事項）介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬の再改定を実施することを求める意見書を提出すること。

○議長（川上 昇君） ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 今読まれた通りなんですが、ちょっと補足説明します。今年4月に改定された介護報酬は、ほぼすべてのサービスで基本報酬が引き下げとなりました。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算（0.56%）や介護職員の処遇改善加算（1.56%）が設けられましたが、これらを除けばマイナス4.48%と、かつてない大幅なマイナスとなっています。宮崎県社会保障推進協議会が、8月から9月にかけて実施した県内介護事業所アンケートでは、経営への影響として、「増収」と回答しているのは2.8%にすぎません。一方、「減収」と回答しているのは74.4%で今回の改定の影響の深刻さが明らかになっています。とりわけ、デイサービスや有料老人ホームではマイナスによる影響は大きく、県内でも「採算」の合わない事業所の閉鎖・事業からの撤退も起きています。宮崎県の集計では4月以降に事業所を休止しているところは10カ所にのぼっています。全国での介護事業所の倒産は、民間信用調査会社によると9月までに57件に達し、2000年の介護保険制度実施以来、過去最高を記録しています。また、事業見直しのために、「要支援1.2」の受入れ制度を検討している事業所が約20%あり、今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪う事態を引き起こしていることは明らかです。さらに、介護現場の人手不足は深刻です。アンケートでは、7割近くの事業所で職員が不足状態です。そして、「賃金水準が低い」ことが不足の理由としている所が6割を占めています。アンケートに寄せられた事業所からの声をいくつか紹介します。「当事業所は住宅型有料老人ホームとして、訪問介護のみ提供して営んでおりますが、今回の改定により介護報酬単価4%、同一敷地内減算10%、合計14%の大幅な報酬引き下げを強いられました。計画の見直し等により、なんとか減収を8%程度に留めましたが、大変苦しい経営状況となっております。国の施策において、一挙に14%もの引下げが行われた例はこれまでに聞いたことがありません。」「今回の介護保険改定にはがっかりとショックが大きかったです。想像より大きな減額でした。介護保険制度に幻滅です。8%値上げ消費税はどこに行ったのですか。シフトの見直しなどしながら対応していますが、いいケア（厚いケア）が出来なく、これもむずかしく、今後、介護難民が増加したり、老々介護で若い介護職を育てる時間も無くなりました。」ここからは、親などの介護のため仕事をやめざるをえない約10万人の介護離職者の深刻な現状を打開する展望

は見えません。安全・安心の介護を守るためには、どうしても介護報酬の緊急の再改定が必要不可欠です。「介護離職ゼロ」を真剣にめざすなら、直ちに介護報酬を元に戻し、引き上げるべきだと思います。高齢者と家族が住み慣れた地域で希望を持って暮らせるよう、本会議で国へ意見書を提出されることをお願いします。

○議長(川上 昇君) 以上で説明を終わります。本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、おつかれさまでした。

午前9時45分閉会

---